

電子帳簿保存法対応セミナー

令和4年1月に「電子帳簿保存法」が改正され、帳簿や領収書、請求書、決算書等の国税関係書類を一定の条件を満たせば電子化して保存することが認められました。特にポイントになるのは「電子取引データの保存」です。現在は宥恕期間として紙での保存も認められていますが、令和6年1月からはその期間が終了し、猶予措置はあるものの、全事業者が対応に迫られています。

本セミナーでは、電子帳簿保存法の概要や具体的な対応について分かりやすく解説致します。対応にお悩みの方、不安を感じている方は、是非ご参加ください。

講座の内容

1. 電子帳簿保存法の概要
2. 電子帳簿保存法の3区分
3. 制度のポイント、注意点
4. 電子取引データの保存

日時 令和5年 **10月23日(月)**
14:00~16:00

場所 **鳥栖商工会議所 2F 研修室**
(鳥栖市元町1380-5)

対象 **中小・小規模事業者**

受講料 **無料** 定員 **10名** (先着順)

講師プロフィール



松永 聡氏 (松永聡税理士事務所 所長)

大学卒業後、国税専門官16期生として福岡国税局採用。以後、28年間国税局及び税務署の勤務を経たのち2016年退職。現在、鳥栖市弥生が丘にて税理士業及び経営革新等支援機関として経営コンサルタント業を営む。



主催 **鳥栖商工会議所** TEL 0942-83-3121

申込先 **鳥栖商工会議所へ FAX (0942-83-8888)** するか、
右記のQRコードよりお申込みください。

セミナー
お申込はコチラ



切り取らずにこのままFAXしてください

鳥栖商工会議所 宛 申込日 (令和5年 月 日)

電子帳簿保存法対応セミナー 参加申込書

事業所名		TEL () -
事業所在地		FAX () -
参加者名		

※ご記入頂いた情報は、当所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の名簿作成・実態調査・分析のために利用し、他の目的で利用することはありません。